

図2

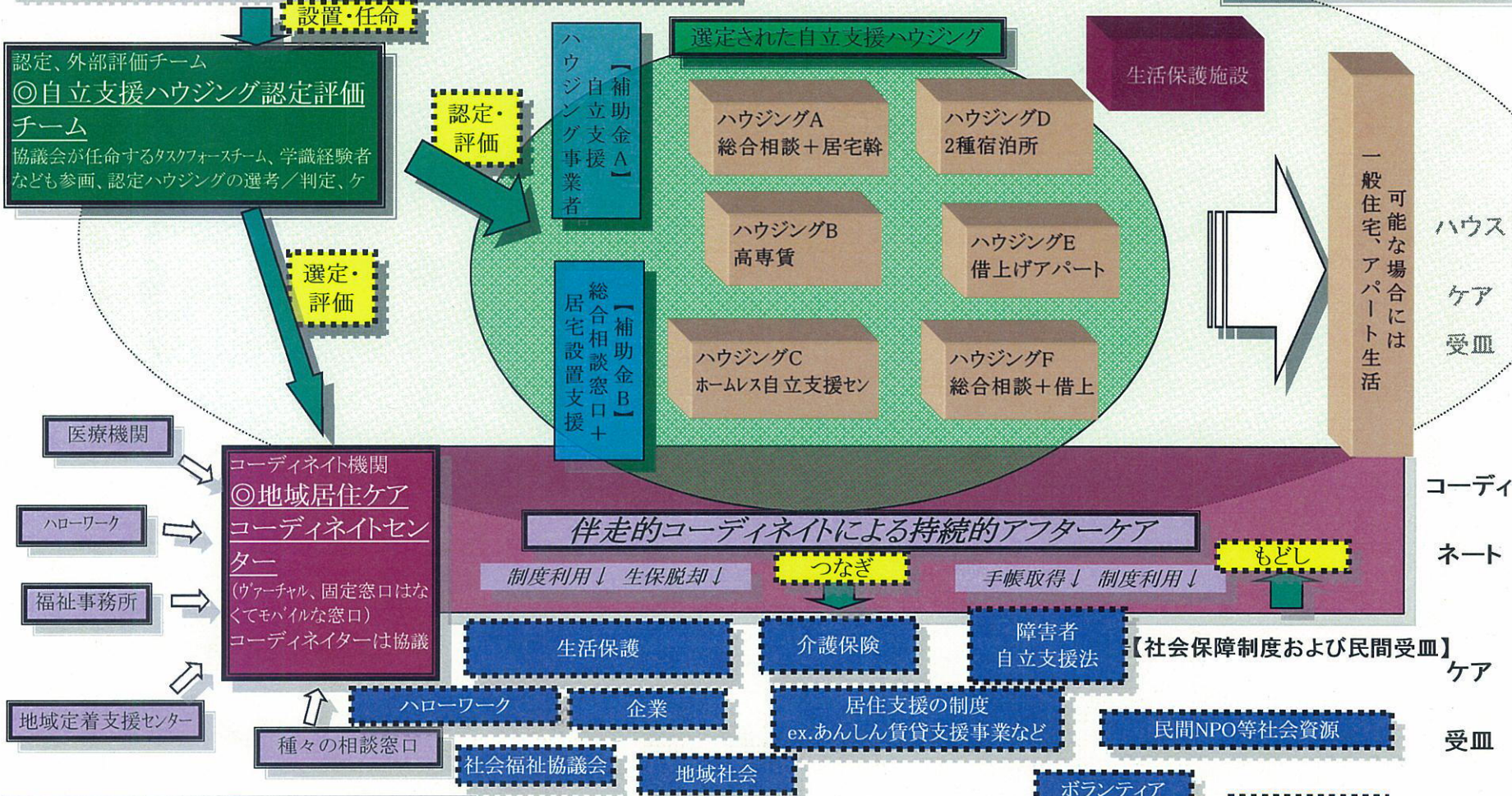
生活困難者に対する自立支援ハウジングのあり方に関するガイドライン

ーホームレスに対する地域居住ケア推進ネットワーク実現のワンステップとしてー

**◎ホームレス地域居住ケア推進ネットワーク協議会**  
ホームレス支援NPO、福祉事務所、役所住宅部門、地域包括支援C、ハローワーク、法曹界、福祉士

すべての支援付きハウジング

いわゆる「貧困ビジネス」の規制  
◎ケースワーカーの増員  
◎総合相談事業の活用  
◎適正化評価委員会の活用



自立支援ハウジング認定で想定される組み合わせ ×は認定非対象 (但し中間施設で就労支援有、第3グループ用施設だとOK)

箱有1	総合相談+中間施設+居宅斡旋+アフターケア	箱有×	中間施設*
箱有2	総合相談+借上げ住宅+アフターケア	箱有×	借上げ住宅*
箱有3	総合相談+中間施設+借上げ住宅+アフターケア	箱有×	総合相談+中間施設*
箱有4	中間施設+居宅斡旋+アフターケア	箱有×	総合相談+借上げ住宅*
箱有5	借上げ住宅+アフターケア	箱無×	総合相談
箱無6	総合相談+居宅斡旋+アフターケア	箱無×	居宅斡旋
箱無7	居宅斡旋+アフターケア	箱無×	総合相談+居宅斡旋

注: 中間施設とは、2種宿泊所や一時居住を前提とした借上げ住宅やシェルターを想定、総合相談にはアセスメントも組み込まれる